

生活困窮者対策における就労支援の強化について

【提案先】 内閣府、厚生労働省

1. 提案内容

(1) 就労支援対象者の拡大

○中高年無業者に対する支援の強化

地域若者サポートステーションの対象年齢（15歳から39歳）の59歳までの拡大
または40歳以上を対象とした就労支援制度の創設

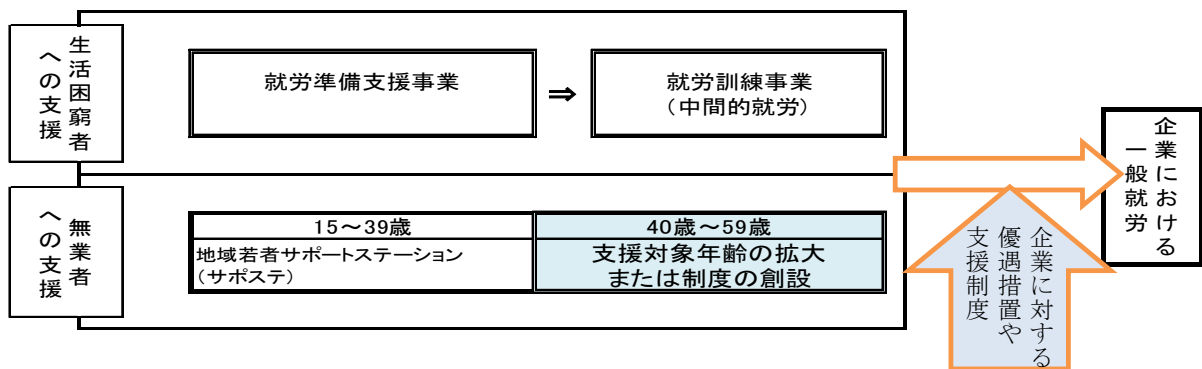
(2) 就労の場の確保

○就労訓練事業（中間的就労）終了後、一般就労に円滑につながる仕組みの創設

就労訓練終了者を一般雇用した企業に対する税制優遇措置や助成制度の創設

○子どもの貧困対策にかかる就労支援制度の創設

ひとり親の就労支援に積極的に取り組んでいる企業に対する認定制度の創設や
就労支援制度の拡充



2. 提案の理由

- 生活困窮者自立支援法では、相談支援や住宅確保等、様々な支援が用意されているが、経済的困窮に至らないための支援で、就労に関する支援は特に重要。
- 就労支援にあたっては、その入り口となる支援対象者の拡大と、最終的な出口（目標）である一般就労の受け入れ先確保の両面から取り組むことが必要。
- 無業者については、年齢とともに親族からの支援が希薄となり、孤立化し就業が困難となり、さらには生活困窮に陥ることが懸念されることから、地域若者サポートステーションの対象を中高年層まで拡大し、予防対策の強化を図ることが必要。
- 中間的就労を行う事業所に対しては、一定の優遇措置が用意されているが、その後一般就労に円滑に移行するためには、一般企業に対しても一定の優遇措置が必要。
- 子どもの貧困率が悪化する中、特にひとり親家庭が54.6%と高いことから、ひとり親を一定数あるいは一定率雇用する企業の認定制度の創設や、キャリアアップ助成金制度等の拡充を図り、企業のポジティブアクションを促進することが必要。

(本県の取組状況と課題)

●無業者の就労支援について

- 本県では、国の委託で設置される地域若者サポートステーション事業における国の相談支援に加え、独自事業として、臨床心理士によるカウンセリング、企業就労体験、交流サロンの開設、訪問支援の実施により機能強化を図り、就労の極めて困難な若者の就職を支援している。
- しかし、40歳以上の無業者については、上記サポートステーションの対象とならず、通常のハローワークでの支援となり、個人の状況に応じたきめ細やかな相談・支援が課題となっている。

●一般就労に向けて

- 本県では、国の新たな制度を活用し、就労訓練事業の開拓と立ち上げを進めているが、今後は訓練を終了した人を受け入れる企業の開拓が課題と考えており、そのためのインセンティブが働く仕組みが必要である。

●子どもの貧困対策について

- 滋賀県では、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭を対象とした求人等の情報提供や技能講習の案内、自立支援プログラムの策定など就労支援を行っているが、実態調査では、母子家庭の約半数が非正規雇用であり、勤労収入の水準が低い。
- 国では「はたらくひとり親応援企業」の表彰制度が用意されているが、さらにひとり親の就労を加速させるためには、認定制度の導入による支援制度の拡充など、企業の雇用のインセンティブを高めるための方策が必要となっている。

